

浜松市 客引き行為等の 禁止等に関する条例

客引き行為等を
しない
させない
利用しない



客引き行為等禁止区域における

- ① 客引き行為
- ② 勧誘(スカウト)行為
- ③ 客待ち行為・勧誘待ち行為
が禁止されます。

令和元年11月1日に客引き行為等
禁止区域が指定されました



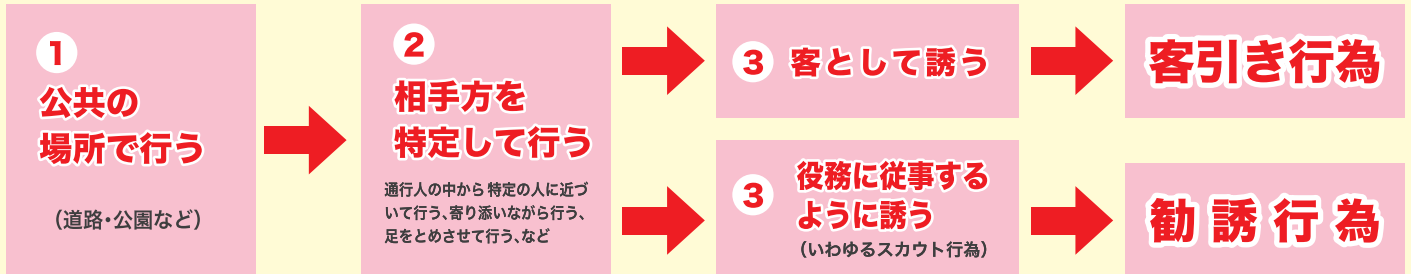
令和2年4月1日から罰則が科せられます

客引き行為等禁止区域内で違反行為を行った場合、指導・勧告・命令を経て、
罰則(過料5万円)が科されます。また、氏名や店舗名等を公表することがあります。

客引き・スカウト NO!!

■ 客引き行為等とは

公共の場所(道路、公園など)で行われる次の全てを満たす行為をいいます。



客引き行為



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいいます。

勧誘行為



仕事に従事するよう職を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、職場へ誘うなどの行為をいいます。

客待ち行為・勧誘待ち行為



客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。

■ この条例の規制の対象とならない行為

ティッシュ・ビラを配布する行為

例えば・・・

通行人に対して店の名前や割引券が入ったティッシュを配布する行為。



店舗から呼びかける行為 看板を持って宣伝する行為

例えば・・・

往来に「セール中です」と呼びかけるのみの行為。
看板を持って宣伝する行為。



※ティッシュやビラまたは看板を持ちながらも、チラシ等を示しながら、客となるように誘い勧める行為は客引き行為に該当します。

※この条例の規定に関わらず、静岡県迷惑行為等防止条例等の他の法令に違反する行為は、それぞれの法令による処罰の対象となります。

事業者の方へ



事業者の方は、禁止規定を遵守するとともに、客引き行為等の禁止に関し、従業員への指導・監督をお願いします。

※違反行為だけでなく客引き行為等をさせた店舗も罰則の対象となります。